

森林づくりの推進 <森林づくり交付金（ハード分）>

【平成19年度概算決定額

森林づくり交付金3,322,722(3,695,468)千円の内数】

対策のポイント

間伐等の森林整備を効率的かつ円滑に推進するため、路網や高性能林業機械等の条件整備を推進します。

- ・ 地球温暖化防止森林吸収源対策として、間伐の遅れた森林を解消し、健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、間伐等推進3カ年対策等に取り組んでいるところです。
- ・ 間伐遅れの森林を集中的に解消するためには、路網の整備や高性能林業機械の導入等の条件整備を推進し、効率的な間伐の実施が必要です。

政策目標

概ね90万haの間伐等の実施（平成17年度～19年度）

<内容>

1 間伐等森林整備促進型

作業道・単線軌道整備、基幹作業道整備、林業用機械導入

2 団地間伐促進型

団地間伐の効率的実施を特に推進すべき地区を設定し、1の事業内容を実施

<交付率>

(1) 作業道・単線軌道整備

間伐等森林整備促進型、団地間伐促進型 定額 (1/2)

(2) 基幹作業道整備、林業用機械導入

間伐等森林整備促進型 定額 (4/10)、団地間伐促進型 定額 (4.5/10)

<交付先>

都道府県

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人、複数の森林所有者と施業委託契約を締結し森林施業計画を樹立している事業者

<事業実施期間>

(1) 間伐等森林整備促進型 平成17年度～21年度（5年間）

(2) 団地間伐促進型 平成17年度～19年度（3年間）

[担当課：林野庁整備課]